



横浜みなとみらい地区に、賑わい空間となる緑地を創出 横浜野村ビル計画が都市開発版 ^{シージェス} SEGES の認定を取得 ～多様な緑化技術を導入し、高密度な土地利用と充実した緑量感を両立する～

野村不動産株式会社が開発を進めている「横浜野村ビル計画」(神奈川県横浜市)が、公益財団法人 都市緑化機構(東京都千代田区神田神保町3-2-4 会長 矢野 龍)が運営する「SEGES(シージェス)社会・環境貢献緑地評価システム」において『緑の創出により社会・環境に貢献する開発事業(都市開発版 SEGES)』として認定されました。

「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES:シージェス)」とは、緑をまもり育てる活動を通じて社会や環境に貢献している企業の緑地を対象に、特に優れた取組みを評価・認定する制度。政府の、生物多様性国家戦略2012-2020、生物多様性民間参画ガイドライン、低炭素まちづくり実践ハンドブック等に位置づけ・記載されています。

緑地により自然の心地よさを創出するとともに、まちの賑わいと憩いの場とし、 オフィスワーカーの知的生産性を高め、地域社会・環境に貢献する。

本計画は、みなとみらい21の街づくりの基本的要素である、「景観づくり」、「アクティビティフロアへの招き入れとコモンスペースの構築」、「環境配慮」を意識し、周辺地区との調和を意識した街区づくりを目指している。緑のあふれる屋外広場を配し、自然の心地よさが体感でき、低層部の店舗と一体的に憩いと賑わいの空間を創出する地上17階、高さ約89mの高層オフィスビル計画です。本計画は、当該街区の最後の開発であることから、すでに開発済みの隣接敷地との調和を強く意識した計画とするともに、3つの大規模開発の結節点となる緑地広場を創出し、地域に賑わいと憩いの場の創出を目指しています。

また、本事業では、地域性に配慮した植物材料を導入し、生物多様性に配慮した緑化計画とするともに、グリーンルーバーやクールファニチャーといった、独自の最新都市緑化技術を導入し、新しい緑のありかたの情報発信を行うことで、「環境未来都市」にふさわしいスマートな街づくりの推進に資する計画です。周辺環境や地域社会への配慮として、自然、都市、人の3つの視点から環境配慮を行い、周辺自然とのネットワーク形成、都市軸とのネットワーク形成、オフィスワーカーを中心としたビル利用者、来街者にとって緑と賑わいを感じられる緑化計画となっています。

SEGES 評価・認定委員会では、こうした緑の効果・効用を活かし、環境面での機能向上と共に、賑わいや憩いの空間としての緑地の利用機能の強化、また新たな緑化技術への挑戦と情報発信といった、本計画の試みを高く評価し、社会環境貢献緑地として認定いたしました。



イメージパース・イラスト等2点程度

シージェス SEGES; 社会・環境貢献緑地評価システム

Social and Environmental Green Evaluation System

—企業における緑地の保全・創出活動の評価—

【目的・趣旨】

「社会・環境貢献緑地評価システム」（通称：SEGES（シージェス））は、企業等による緑地の保全・創出に関する積極的な取組姿勢と行動について、公正に評価し広く公表することにより、企業等の緑に関する活動意欲や取組を一層高めることを目的とした制度であり、2005年より（公財）都市緑化機構が運用しています。

【SEGESの評価対象】

SEGESには2種類の評価対象があります。

名称	既存緑地版（そだてる緑）	都市開発版（つくる緑）
運用開始	2005年4月	2010年4月
評価対象	<p>企業が敷地内や所有地にもつ既存の緑の保全・創出活動</p> <p>例えば、 工場や研究所内の緑、オフィスビルの屋上・壁面緑化、学校や病院の緑</p>	<p>企業がこれから造る緑地環境計画</p> <p>例えば、 マンション、戸建の宅地造成、商業施設、オフィスビル等の緑化計画。工場や研究所等の緑化計画</p>
評価視点	<p>① 緑地担保の『永続性』</p> <p>② 緑地を良好に保つ『管理システム』</p> <p>③ 『緑地機能の発揮』</p> <p>存在機能：緩衝、気象緩和、地下水涵養、Co2固定</p> <p>連繋機能：景観形成、地域生態系、地域防災</p> <p>利用機能：レクリエーション、環境学習</p>	<p>① 計画地の『土地と地域の潜在的価値の尊重』</p> <p>② 施工・管理段階の『緑地マネジメント』</p> <p>③ 『緑地機能の発揮』</p> <p>存在機能：気象緩和、水循環</p> <p>連携機能：景観形成、地域生態系、風環境調整</p> <p>利用機能：動線、レクリエーション</p>
認定ラベル	 <p>審査基準に基づく採点（30点満点）により5段階のランクで認定ラベルを発行。但し最高位ランクは、緑地管理の継続性も考慮し最初の認定から6年目で取得が可能</p>	 <p>（条件1） 審査項目のうち必須項目全27項と加点項目36項の合格ラインに達すること</p> <p>（条件2） 条件1を満たしたうえで、評価委員会による協議・判定により認定</p>
認定件数	<p>総数39サイト</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・研究所（29） 本社ビル・オフィスビル（7） 社有林（2） 学校（1） 	<p>総数7サイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ホテル・オフィスビル（3） マンション（3） 工場（1）

SEGESと都市開発版(つくる緑)とは

建築や開発など都市開発事業における緑の保全・創出の計画について、緑の機能や効能による社会や環境への貢献度を一定の基準に沿って評価・認定するシステム。「既存版(そだてる緑)」は既にある緑地の管理や活用について評価するのに対し、都市開発版(つくる緑)では、計画・施工段階にある新しく創られる緑地を対象とします。

■ 審査項目一覧

下記の原理・原則・項目に基づき審査を行います。

原理・原則・項目 一覧表

原理	原則	項目
I. 土地と地域の潜在的価値の尊重 対象地の自然性と歴史・文化性を尊重、計画に反映しているかを審査	第1原則： 土地と地域の潜在的価値の把握 (構想段階相当:事業目的)	第1項:敷地の潜在的価値の把握 第2項:周辺地域の潜在的価値の把握
	第2原則： 土地と地域の潜在的価値の保全と利用 (計画段階相当:事業目標)	第1項:敷地の潜在的価値の保全と利用 第2項:周辺地域の潜在的価値の保全と利用
	第3原則： 緑地に関するコンプライアンス	第1項:緑地に関する法令等への積極的な対応
II. 緑地マネジメント 事業者が、開発事業完了まで、更に完了後まで、良好な緑地環境を担保できるような仕組みを確立しているか	第4原則： 緑地整備マネジメントシステムの確立 (実行計画段階:事業プロセス)	第1項:緑地整備責任者の明確化 第2項:緑地整備計画の作成
	第5原則： 緑地管理マネジメントシステムの確立	第1項:緑地マネジメントシステムの作成 第2項:緑地マネジメントシステムの引渡し
	第6原則： 緑地に関するコミュニケーションの実施	第1項:ステークホルダーとのコミュニケーションの実施
III. 緑地機能の発揮 緑地でどれだけの環境貢献機能を発揮させようとしているか	第7原則： 存在機能の発揮	第1項:気象緩和機能 第2項:水循環機能
	第8原則： 連繋機能の発揮	第1項:景観形成機能 第2項:地域生態系機能 第3項:風環境調整機能
	第9原則： 利用機能の発揮	第1項:動線機能 第2項:レクリエーション機能